□都市計画提案制度の手続きフロー□

提案できる人
①提案区域内の土地所有者または借地権者
②まちづくりの推進を目的とする特定非営利活動法人（まちづくりＮＰＯ法人）、民法第３４条の公益法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体

事前相談

提案対象
・市が決定権者となる都市計画

都市計画提案

提出書類
①都市計画提案書
②都市計画の素案
・計画書
・計画図（縮尺2,500分の1以上の平面図）
③土地所有者等の同意書
④その他必要書類

要件等の確認

提案要件
①０．５ｈａ以上の一団の土地の区域であること
②都市計画に関する基準に適合していること
③提案区域内の土地所有者等の３分の２以上の同意（人数と面積）が得られていること

計画提案の受理

提案の審査

提案を採用

都市計画案の作成（公聴会等の開催）

都市計画案の縦覧

萩市都市計画審議会へ付議

都市計画決定・変更

提案を不採用

萩市都市計画審議会の意見聴取（提案の提出）

不採用が不適当

都市計画決定・変更をしない

提案者へ理由を通知